

各指定障害児通所支援事業所 代表者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

令和 3 年度障害児通所支援事業所施設整備費補助金
(耐震化補強改修整備関係)に係る調査について

日頃より、障害者福祉の向上にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国においては、平成 30 年 12 月に『社会福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策』が閣議決定され、耐震化整備を進めているところです。

今般、本市において耐震化に関する整備補助を進めるにあたり、補助についての希望調査を行います。

補助要件等につきましては、下記のとおりとなります。本整備補助を希望される場合は、その旨を子ども福祉課の下記担当へ連絡願います。その後下記により調査書類の提出をお願いいたします。

なお、補助希望がない場合や補助要件を満たさない場合については、特に連絡の必要はありません。

記

1 趣旨

令和 3 年度中に耐震化補強改修整備を予定しており、整備補助を希望する本市の障害児通所支援事業所に対する調査

2 補助要件等

(1) 補助対象

新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物における地震防災対策上必要な耐震化補強改修整備（※建物の改築や老朽化に伴う修繕等は、今回協議の対象となりません。）

(2) 補助対象者

市内において児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所を現に運営する法人
※借家・借地の場合、当該建物・土地所有者に対する補助はできません。
※法人が工事契約を締結し整備を行う場合に、補助対象となります。

(3) 整備年度

令和 3 年度中

(4) 補助金額等

① 補助金額の算出方法

対象経費×3／4（補助率）

対 象 経 費	・ 耐震化補強改修整備に必要な工事費 ・ 工事事務費 工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費の<u>2.6%に相当する額を限度額とする</u> ・ 諸経費
---------	--

※補助対象となる範囲は、建物のうち対象事業所の運営に要する部分のみです。

※賃貸（戸建て）の場合、予め整備工事について建物・土地所有者の承諾を得るほか、整備後の建物の保守管理や賃貸借契約終了時の取扱い、その他必要な事項について、建物・土地所有者と十分な協議と合意が必要となります。

※賃貸（集合住宅）の場合、対象事業所の運営に関係のない住居等の部分は補助対象外となります。また、建物全体についての補強改修工事が必要と思われますので、まずは建物・土地所有者と耐震化補強改修工事の実施について十分な合意が必要となります。

（例）マンション全 10 部屋のうち 2 部屋のみ事業所として使用している場合、その 2 部屋分のみが補助対象となります。

② 補助金の構成

補 助 率	事業者負担率
3 / 4	1 / 4

3 整備補助を希望する場合に提出いただく調査書類

- （１）工事費見積書（写）
 - ・ 2 者以上の見積書
 - ・ 法人の原本証明が必要
 - ・ 対象経費・対象外経費の内容が分かる見積書。
- （２）工事事務費見積書（写）
 - ・ 法人の原本証明が必要
- （３）建物・土地所有者の承諾書
 - ・ 整備工事について、建物・土地の所有者が承諾していることが分かるもの。
 - ・ 様式は任意。（参考様式あり）
- （４）現状の写真
 - ・ 建物全景、建物主要部分、補強工事の施行場所がわかるもの。

4 期限

補助を希望する場合の連絡：令和 2 年 8 月 2 8 日（金）

※下記担当まで電話で連絡していただいた上、FAX またはメールにて希望する旨記載したものを送信ください。

調査票提出（3 に記載の調査書類）：令和 2 年 9 月 1 6 日（水）

5 その他

- ・ 本調査の内容については、現在検討している内容となりますので、確定したものではありません。
- ・ 本件補助金の執行については、本市の予算確保が要件となります。
- ・ 今回の調査書類の提出により、補助が確約されるものではありません。今後の予算要求の経過や国庫補助の要件等により、補助されない場合がありますことをご承知おきください。
- ・ 今後、事前協議を行っていただく場合、下記の書類等が追加で必要となる可能性がございますのでご了承ください。

(参考)

	必要書類	備 考
1	事前協議書	・様式あり。法人代表者印押印すること。
2	各室面積表	・様式あり。
3	建物の所有・使用関係を証する書類	・建物登記簿（直近3ヶ月以内）※建築年月確認のため ・[借家の場合] 賃貸借契約書（写） 賃貸借契約書（写）は、法人の原本証明をすること。
4	土地の所有・使用関係を証する書類	・[借地の場合] 土地登記簿及び賃貸借契約書（写） ・賃貸借契約書（写）は、法人の原本証明をすること。
5	建物・土地所有者の承諾書	・整備工事について、建物・土地の所有者が承諾していることが分かるもの。（様式は任意。（参考様式あり））
6	施設の配置図及び施設の経歴（共通別紙1）	・配置図については、別添資料を添付することも可。
7	工事実施前の施設の平面図	・平面図については、別添資料を添付することも可。
8	工事実施後の施設の平面図	・平面図については、別添資料を添付することも可。 ・補強改修工事の工程表（内示後（令和3年6月末想定）の「工事契約→着工→完成」の予定）を添付すること。様式は任意。 ・補強改修工事の内容の分かる設計図を添付すること。
9	工事の工程表	・内示後（令和3年6月末想定）の「入札→着工→竣工」の予定を示すこと。様式は任意。
10	社会福祉法人等調書	・すべての法人が対象。
11	法人予算書（写） （令和2年度）	・法人の原本証明をすること。 ・事業年度が4月1日開始でない法人は、現事業年度のもの。
12	法人決算関係書類（写） （令和元年度）	・法人の原本証明をすること。 ・貸借対照表・資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）・事業活動計算書（損益計算書）・財産目録（未作成の場合は不要）を提出。 ・事業年度が4月1日開始でない法人は、前事業年度のもの。
13	法人役員の履歴書（写）	・法人の原本証明をすること。 ・社会福祉法人は評議員分も提出。
14	預金口座の通帳（写）	・耐震化補強改修整備に係る法人負担分支払予定の金融機関の預金口座の通帳で、銀行・口座名義人及び現在残高の分かる各ページの写し。 ・法人の原本証明をすること。

【提出先及びお問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係 担当：平賀

電話：052-972-3187 F A X：052-972-4438

電子メールアドレス：a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp